

※太枠内の①申請年月日、②建築主の住所・氏名、③建築敷地の地名地番を記入してください。

【R4.4】

建 築 敷 地 調 査 書 ( 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 )		中津市建設部 建築指導課
		①申請日： 令和 年 月 日
②建築主	住 所	
	氏 名	
③申請敷地 地名・地番	中津市	

まちづくり推進課	用 途 地 域	該当地域	用途地域名	該当地域	用途地域名
			第一種低層住居専用地域		近隣商業地域
			第一種中高層住居専用地域		商業地域
			第二種中高層住居専用地域		準工業地域
			第一種住居地域		工業地域
		準住居地域			
2 F 南	景 観	景観条例第 7 条事前協議（協議済・未協議・不要）			
		景観法第 1 6 条届出（届出済・未提出・不要）			

### 都市の低炭素化の促進に関する法律

(低炭素まちづくり計画)

第七条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域にあっては、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。第五十三条第一項において「市街化区域等」という。）に限る。）であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第54条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
- 二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

### 中津市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領（平成25年4月2日 制定）

(都市の緑地の保全への配慮に関する取扱い)

第10条 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4（2）③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いは、次に掲げる事項に適合することを原則とする。

- 一 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定  
(現在中津市において該当はないが、上記の協定ができれば対象となる。)
- 二 建築基準法第69条に規定する建築協定  
(現在中津市において該当はないが、上記の協定ができれば対象となる。)
- 三 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地の区域外であること。  
(現在中津市において該当はないが、上記の都市施設である緑地ができれば対象となる。)
- 四 緑地保全に関する市町村の条例  
(現在中津市において該当はないが、上記の条例ができれば対象となる。)

2 前項の規定に関わらず、市長がやむを得ないと認める場合は、低炭素建築物新築等の認定を行うことができる。